

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中野支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3774  
17年7月25日(火)  
・Fax 095-828-1953

## 労働裁判ではなにが大切か？ 九州労働弁護団学習会の報告

おはようございます。

七月十四、十五日に熊本県菊池市で開かれた九州労働弁護団夏季学習会・権利討論集会に参加した。これは毎年開かれる労働弁護団や労働組合などが参加する勉強会・合宿である。

今年の基調報告は、元福岡高等裁判所の裁判官であった森野俊彦さんであり、テーマは「裁判所から見た労働事件」だった。

彼が裁判官になった一九七〇年代には、修習生が裁判官を希望しても大量に任官拒否にあい、現役の裁判官でも再任拒否になるなど、最高裁が裁判官を統制する時代の始まりのころだった。

そんな中、裁判官になった彼は、



裁判所でどう生きていくかを自問自答し、裁判官になれなかった方が果たし得なかったことの一部でも実現させることをモットーとしよう」と決意されたという。

そして多くの労働裁判に関わってこられたが、その基本は少数者へのシンパシーを念頭に、思想信条の自由(良心の自由)を大切にしてきたという。

裁判官があの黒い法服を脱ぎ、人間としての心情を語る場は、なかなか私たち労働関係者にはない。わけても労働事件を語るなど、普通にはありえない。元裁判官にしても、ブライバシーや秘密保護の責任があるからだ。

法の番人たる司法の役割は、国民の命と権利を守ることに尽きるが、現実には大半の裁判官は国家のために法と秩序を守るために働いているように私には見えるが…。

争議と裁判の話である。戦後最大の労働争議「国鉄十万人の人員削減」JR採用を拒否された七六〇〇人が清算事業団に入れられ、三年後に一〇四七名が不当にも解雇された攻撃だ。

そのとき、当時法務省から国鉄に向かい、この国鉄改革法二十三条を作ったとされる人が江見弘務、東京高裁の裁判官で一九八七年のことだ。



国鉄労働者は不当解雇撤回を求めて提訴するが、最高裁が国労敗訴を判決し、解雇者のJR採用の夢は断たれる。法的に言えば、誰が見ても国労に所属するという理由で、JR新会社に採用されないことは不当な差別攻撃である。

しかし最高裁は、JRへの採用権が国鉄にはなく、JR新会社にあるという手品のよきな法解釈で、これは今も歴史に汚点として残る国家的な不当労働行為「レッドパージ」だった。

そしてこの江見裁判官は、今度は東京高裁の裁判長として、郵政の争議にかかわる。

一九七八年の年末、全通が反マル生越年闘争(全通否認の労務政策変更)で年賀状が元日に配達されない争議をたたかう。全国十六万人の労働者はストライキに入った。長年の全通差別の不当な攻撃への怒りの反撃であった。

しかし、郵政はこの争議を許さず、七九年四月二十八日に六二名を解雇する。その後全通は反処分闘争を放棄し、郵政との協調路線をとり、最後までたたかうとした七名の原告を組織から除名をする。



東京地裁の山口裁判長は「郵政の争議行為は禁止されており、解雇は正当」とした。ところが二〇〇四年六月三〇日、東京高裁の江見裁判長は、全国十六万人のストライキで、この七名だけの解雇は不合理だとして、七名の解雇を取り消す。

国は全通と国労のスト権をなく奪ってマル生攻撃をかけたつぶそうとした。全通は協調派のJLP労組と変わり、国労は少数派になった。さらにこの過程で、二つの争議の解雇をめぐる裁判が、

同じ裁判官の関与と判決で、解雇者救済だけでいえば、異なった結論となる。(普通に言えばこれは逆の判決だろとも思えるが)。

これは、裁判官は法の番人ではあるが、また生身の人間でもあることの証明である。

最後に、この学習会に参加された長崎の中川弁護士は、自身のツイッターでこの元裁判官の講演を、「思想良心の自由の事件で、少数者である原告を救済する判例が多いのも裁判官が原告に自分を重ね合わせている部分があるからである。普段は最高裁に付属しているように見えても、裁判官の最後の良心は最高裁に付属しない」という裁判官の魂に関わる部分である」と書いておられる。

この元裁判官は、労働争議の裁判では裁判官とのシンパシーがカギであるとされる。最後は人間としての良心。労働者が争議に向き合っ心構えを問われた講演であった。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇

なくそう差別！

ユニオンは労務法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。